

事業評価 (目的設定、中間評価、事後評価)

秋田県警察運営の基本方針と重点目標				
重点目標	県民を犯罪等から守るための取組			
施策の方向性	少年の規範意識・犯罪被害防止意識の向上			
事業名	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	事業年度	H15	年度～ 年度
所属名	警察本部生活安全部人身安全対策課			
係名	少年サポートセンター			

1 事業実施の背景及び目的

県内の非行少年については、昨年と比較して増加しており、SNS等を利用した福祉犯被害が後を絶たず、予断を許さない状況にある。少年の健全育成活動及び保護対策を一層推進し、少年の規範意識や防犯意識の向上を図ることを目的とする。

2 事業概要及び財源

(単位：千円)

	事業内訳	概要	翌(今)年度 予算額	前年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	なまはげNEWS隊の活動に要する経費	警察職員等がなまはげに扮して視覚に訴える非行防止教室等により少年の規範意識、防犯意識向上を図る。	95	100	
2	大学生少年サポーター活動経費	少年と年齢の近い大学生による非行少年等の立ち直り支援活動や街頭巡回、広報啓発などを実施する。	136	220	
3	歓楽街における環境浄化対策経費	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に基づく、少年指導委員の研修を実施し、活動の推進を図る。	107	107	
4					
その他合計 (件)					
財政内訳	左の説明		338	427	
国庫補助金			81	79	
県債					
その他					
一般財源			257	348	

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	非行防止教室等開催数(回)【業績指標】									
指標式	非行防止教室等開催数を指標とする									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標 a	570	570	540	540	520	510	510	510	510	
実績 b	608	534	477	448	480	531				
b/a	106.7%	93.7%	88.3%	83.0%	92.3%	104.1%				

【指標Ⅱ】

指標名	大学生少年サポーター活動数(回)【業績指標】									
指標式	大学生少年サポーター活動数									
出典	県警察本部調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標 a	70	70	55	55	55	55	55	55	55	
実績 b	37	33	47	34	50	81				
b/a	52.9%	47.1%	85.5%	61.8%	90.9%	147.3%				

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

--

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	これまでの少年の非行防止及び少年の規範意識の醸成に加えて、近年の犯罪の特徴である闇バイトに関する実態や大麻事案についても、強く呼び掛け、社会情勢等に即した非行防止や犯罪被害防止の啓発活動が必要と認められる。
----	---	----	---

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	学校における児童・生徒対象の非行・犯罪被害防止教室を531回、保護者を含む情報モラル教室を462回、大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動を81回実施している。学校における各種教室は、生徒等に対する直接的な指導を効果的に行うことができ、年齢の近い大学生による活動は、少年と近い目線による活動を通じて少年の立ち直り及び非行防止を図ることができる。
----	---	----	--

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	b	理由	警察職員等がなまはげに扮して視覚に訴える非行防止活動、少年健全育成活動への理解・意欲がある大学生少年サポーターによる活動のほか、少年指導委員のボランティアの力によって、多くの少年を対象とした活動ができています。
----	---	----	---

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回結果	B
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

<p>ここ数年の非行少年（令和5年107人前年比14人増）及び不良行為少年（令和5年668人前年比2人増）の数は高止まり状態であり、令和5年も前年よりやや増加している。</p> <p>非行防止教室などでは、これまでのような少年の規範意識の向上に加えて、近年の非行少年の特徴を分析するなど、今の時代に即した非行防止や犯罪被害防止の啓発活動を展開していく。</p>
--

(2) 今後の対応方針

<p>社会情勢を見ると少年がSNSなどを通じて特殊詐欺や大麻事案に係ることがあり、県内でも少年による大麻事案が発生していることから、闇バイトや薬物事案等について、自分の身近にも起こりうる犯罪であると強く呼び掛けるなどの非行防止活動を推進する。また、次代を担う少年の健全育成のためには、なまはげNEWS隊の活用、寸劇、ロールプレイング方式など創意工夫をこらした効果的な健全育成活動及び犯罪被害防止活動を継続する。</p>

6 事後評価

(1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	理由

(判定基準) a : 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b : 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c : 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	理由

(判定基準) a : 効率性が高い b : 一定の効率性がある c : 効率性が低い

(3) 総合評価

判定

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--